○文部科学省告示第十八号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定に基づき、次の専修学校の専門課程を、当該課程を修了した者が高度専門士と称することができる課程として認めたので、同規程第四条第一項の規定に基づき告示し、この告示の日以後に当該課程を修了した者について適用する。

平成二十七年二月十九日　　文部科学大臣　下村　博文

位　置	専　修　学　校　名	課　　程　　名
宮城県	専門学校花壇自動車大学校	工業専門課程　一級自動車科
東京都	東京環境工科専門学校	環境保全専門課程　高度自然環境管理学科
	日本工学院専門学校	芸術専門課程　マンガ・アニメーション科四年制
	日本工学院八王子専門学校	芸術専門課程　マンガ・アニメーション科四年制
	ＨＡＬ東京	デジタル専門課程　アニメ・イラスト学科
	文化服装学院	ファッション流通専門課程　グローバルビジネスデザイン科
長野県	長野県須坂看護専門学校	医療専門課程　看護学科（３年課程）（４年制）
大阪府	ＥＣＣ国際外語専門学校	語学ビジネス専門課程　こども教育研究学科

○文部科学省告示第十九号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定に基づき、当該課程を修了した者が高度専門士と称することができる課程として認めた次の専修学校の専門課程について、次のとおりその名称に変更があったので、同規程第四条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年二月十九日　　文部科学大臣　下村　博文

平成二十一年四月一日に変更のあったもの

位　置	変更前		変更後	
	専　修　学　校　名	課　　程　　名	専　修　学　校　名	課　　程　　名
兵庫県	平成リハビリテーション専門学校	医療専門課程　作業療法学科（夜間部）	平成リハビリテーション専門学校	医療専門課程　作業療法学科（４年制・夜間部）
		医療専門課程　理学療法学科（夜間部）		医療専門課程　理学療法学科（４年制・夜間部）

平成二十二年四月一日に変更のあったもの

位　置	変更前		変更後	
	専　修　学　校　名	課　　程　　名	専　修　学　校　名	課　　程　　名
兵庫県	平成リハビリテーション専門学校	医療専門課程　作業療法学科（昼間部）	平成リハビリテーション専門学校	医療専門課程　作業療法学科（４年制・昼間部）
		医療専門課程　理学療法学科（昼間部）		医療専門課程　理学療法学科（４年制・昼間部）

平成二十三年四月一日に変更のあったもの

位　置	変更前		変更後	
	専　修　学　校　名	課　　程　　名	専　修　学　校　名	課　　程　　名
福岡県	福岡天神医療リハビリ専門学校	医療専門課程　作業療法学科（昼間部）	福岡天神医療リハビリ専門学校	医療専門課程　作業療法学科（４年制・昼間部）
		医療専門課程　理学療法学科（昼間部）		医療専門課程　理学療法学科（４年制・昼間部）

平成二十四年四月一日に変更のあったもの

位　置	変更前		変更後	
	専　修　学　校　名	課　　程　　名	専　修　学　校　名	課　　程　　名
群馬県	太田情報商科専門学校	工業専門課程　ゲームクリエイタ専攻学科ゲームスペシャリストコース	太田情報商科専門学校	工業専門課程　ゲームクリエイタ専攻学科（ゲームグラフィックス４年制コース）
				工業専門課程　ゲームクリエイタ専攻学科（ゲームプログラム４年制コース）